

# そろそろ水道管の冬支度を！

いよいよ慌ただしい師走となり、朝夕めっきり寒くなりました。皆様のご家庭では給水装置の冬支度はお済みですか。もう一度点検して、凍結・破損事故が起きないように心掛けてください。

## こんなところには必ず防寒を

水道管がむきだしになっているところや北向きになっているところ、また風当たりが強いところにある水道管には、防寒処置をしてください。

※給水管や蛇口は、気温がマイナス4度以下になると凍ったり、破裂したりすることがあります。

## 防寒処置はこうに

- 保温材には、保温に適した耐久性のある市販品の保温チューブ・保温テープなどを使用してください。
- フェルト・布・古い毛布などで保温し、濡れないように上からビニールテープを巻いてください。
- 家の中で、一番水道メーターから遠い蛇口を目安として「楊枝～箸の太さほど」の水を夜間出しっぱなしにするようにしてください。

## メーター器にも保温材を

メーターボックス内にビニール系の保温材（発泡スチロールなど）や古い毛布・布切れなどをビニール袋などに入れて、保温しましょう。また、検針に支障のないように工夫してください。

なお、メーター器を破損すると交換に際しメーター代金がかかりますので十分注意してください。

## もしも凍結してしまったら

凍結して水が出ないときは、蛇口を開けて、凍った部分にタオルか布をかぶせ、蛇口の方からぬるま湯をまんべんなくゆっくりとかけてください。熱湯を急かけると、ひび割れや破裂する事があるのでご注意ください。

## 水道管が破裂した場合

布・テープあるいは自転車のチューブを破裂した所へ巻きつけるか、止水栓などで水を止めてから、市指定水道工事店に連絡し修理を受けてください。

## 給水装置は皆さんの財産です

公道などに埋められた水道管は市の所有物で、市が管理しています。この本管から分かれて各家庭まで引き込まれた給水管・分水栓（給水装置）などは、皆さんの所有物です。この部分の新設・改造・修理は、皆様のご負担で行っていただくことになっています。

12月26日（金）～平成21年1月5日（月）の給水装置の修繕工事は、市指定水道工事店組合に依頼してください。

午前9時から午後5時までは、組合事務所で工事店が待機しています。

連絡先 市指定水道工事店組合 ☎(43)7196

## 定期的に点検を

凍結・破損などによる漏水により水道料金が高額になり思わぬ負担となることがあります。

このようなことが起こらないよう定期的にメーター器により漏水の自己点検を行ってください。

点検の方法は、家庭内の全部の蛇口を完全に締めメーター器のパイロットマーク（丸い銀色部分）が少しでも回っていれば漏水している可能性があります。すぐに指定水道工事店へ修理を依頼してください。

問合せ先 水資源活用課

## 住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2の第12項により、毎年少なくとも1回は住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、請求をした機関や個人、請求事由の概要、その他総務省令で定める事項を公表することが義務付けられています。

平成19年11月1日～平成20年10月31日までの閲覧状況は次のとおりです。

申請者の氏名	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
(社)中央調査社 会長 若林清造	法務省法務総合研究所委託による「第3回犯罪被害実態(暗数)調査」の実施のための対象者抽出	平成19年12月18日	桂町、十日市場の満16歳以上(平成3年12月末日まで生まれ)の男女17名
(社)中央調査社 会長 若林清造	NHK放送文化研究所世論調査部委託による「環境に関する世論調査」のための対象抽出	平成20年1月25日	大野の16歳以上(平成3年12月末日まで生まれ)の男女12名
(社)中央調査社 会長 若林清造	野村総合研究所委託による「放送についての意識調査」のための対象者抽出	平成20年2月20日	田原の16歳以上(平成4年2月末日まで生まれ)の男女14名
(財)山梨総合研究所 理事長 渡辺利夫	山梨県委託による「県民意識調査」のための対象者抽出	平成20年7月29日	市内全域20歳以上80名